

松戸市議会活性化物語

・ 活性化の実施状況 (1)

- 議会を考える懇話会設置 (平成18年12月)
(今後の松戸市議会のあり方を検討 (各会派1名の6名))
- 議会活性化委員会設置 (平成19年12月)
(懇話会より検討書が議長に提出)
- 会派単位での議案説明 (平成20年9月より)
- 請願・陳情の審査時におけるフリー
トーキング制による委員間の意見交換
(平成20年6月より)



・ 活性化の実施状況 (2)

- 請願・陳情提出者の意見陳述

(平成20年6月より)

- 閉会中の所管事務調査

(平成20年12月より)

- 基本構想に基づく基本計画を議決事項とし、法律に基づく計画等は報告事項とする。

(平成21年4月基本条例に記載)

- **議会基本条例を制定 (平成21年4月)**

・ 活性化の実施状況 (3)

- 議会（議員全員）研修
（平成21年11月より）
- 正副議長選挙での所信表明
（平成21年12月より）
- インターネットライブ中継
（平成22年6月より、録画は17年6月より）
- 議場コンサート
（平成21年11月より）

・ 活性化の実施状況 (4)

① 常任委員会から政策提言 (平成22年9月)

- ・ 総務財務常任委員会
「市民の安全対策について」 (防災の観点から)
- ・ 健康福祉常任委員会
「子育て支援策について」
- ・ 教育経済常任委員会
「産業の活性化について」
- ・ 都市整備常任委員会
「道路・公共交通機関・駅のあるべき姿について」

・ 活性化の実施状況 (5)

② 常任委員会から政策提言 (平成24年12月)

- ・ 総務財務常任委員会
「防災対策について」
- ・ 健康福祉常任委員会
「健康診査及び検診について」
- ・ 教育経済常任委員会
「商業の振興について」
- ・ 都市整備常任委員会
「都市計画道路の見直しについて」

・ 活性化の実施状況 (6)

- 全員による決算審査特別委員会を設置し、
常任委員会単位の分科会による審査の導入
(平成24年9月より)
- 基本構想を議決事項に加える。
(平成25年6月、基本条例一部改正)
- 議員定数等協議会設置 (平成25年11月)
議員定数、議員の倫理、議員の報酬等を協議

・ 活性化の実施状況 (7)

- その他 (1)

- ① 議員定数の削減 (46人から44人)
平成22年9月

- ② 議案に対する附帯決議

- ・ 20年12月、21年6月、23年6月

- 病院事業会計予算

- ・ 23年3月、25年6月

- 一般会計予算

・ 活性化の実施状況 (8)

- その他 (2)

- ③ 議案の修正

- ・ 21年3月、22年3月、22年9月
病院事業会計予算
 - ・ 23年1月
基本計画、任期付き職員に関する条例
 - ・ 23年9月、24年3月、25年3月、
25年9月
一般会計予算

- ④ 議案の否決

- ・ 土地開発公社に関わる議案 2件
25年9月

活性化の意義について

1 これからの松戸市議会 のあるべき姿を探求

二元代表制の下、市民の意見を真に代弁するのは議会であり、議会こそが民主的自治の根幹である。

市民の声に的確に応えていくためにどのように議会本来の評価・監視機能を充実し、政策形成能力の向上を図っていくのか、活性化を進める意義はまさにそこに存在する。

2 大上段にかまえた改革を 目指すものではない。

**現行法を遵守し、継続的で
実施可能な改革を目指す。**

3 議会基本条例ありきではない。

議員のポテンシャルをどう上げていくか。

いわば議会の活性化をどう図っていくかを主眼として議論がなされた。

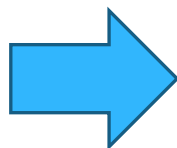
その集大成を明文化したものが、「議会基本条例」である。

検討項目については議会の
流れに沿った形で実施

1 議案の説明聴取方法について

正副議長、各会派幹事長、各常任委員長、各常任委員と個別説明であったため、非効率であった。

また、所属する委員会以外の議案については、説明を受けないので、情報量に差が生じた。



各会派単位での議案説明とする。

その結果、効率的で、これまで以上に会派の意見を委員会審査に反映しやすくなった。

2 一般質問について

問題点

- ① 通告制であることから、執行部との必要以上のやり取りがあるため、形骸化している。
- ② 取り上げた内容が、議論されることなく完結している。
- ③ 手法としての登壇制、対面式、一問一答、反問権はどうするのか。

① 通告制について

形骸化の原因と思われる通告後の執行部とのヒアリングについては、一言一句までの厳密なやり取りは執行部も求めているのではないか。緊張感を持った中で議論を交わし、答弁に対してその場で対応することこそが議員の基本的資質ではないか。

また、議会での発言の重みを認識し、事前のやり取りを行ったうえでしっかりと議論を交わし、市民の利益を引き出すことも議員の仕事ではないか。

② 取り上げた内容が、議論されることがなく完結している。

一般質問は、それぞれの議員が政策提言的なことを行っていることから執行部としても議会からの提言でないので、いわゆる「言いつ放し」、「聞きつ放し」になってしまっている。

これを補完するためには、現在受身的な委員会活動を一般質問の内容を問題提起して、委員会活動を活発化して、委員会として政策提言する。

③ 一般質問の手法について

(登壇制、対面式、一問一答、反問権等)

対面式については、傍聴者にとって分かりやすい面はある。

登壇制は、発言者が明確になること、また発言をめぐって生じる会議の混乱を避けるための有効な手段である。議員の発言は、市民全体の問題を議会として執行機関に行うものであるので、現行の登壇制を継続することが望ましい。

一問一答については、市長等の反問権を認めない限り、議員が納得出来る答弁を引き出すような利益誘導型になることも考えられることから、対面式、一問一答及び反問権については、一体的に検討する。

3 請願・陳情の審査方法等について

請願・陳情については、市民の方々から市議会に対して提出された貴重な意見・要望であることから、陳情についても基本的に請願と同様に扱っている。

- ① 委員長の議事整理権の範囲において委員間のフリーティング制による意見交換
- ② 市民参加の一環として、請願・陳情提出者の趣旨説明を行う機会を担保する。(任意)
(現行法上からすると休憩中に行う。)

4-1 委員会活動のあり方について

- ① 常任委員会活動は、市長から提案された議案や市民らの請願・陳情を審査する受身の形が主になっていた。
- ② 地方分権が進むなかで、政策立案・監視機関としての議会の責任は益々重くなっている。
- ③ 議会の権能をより充実させるためには、常任委員会において市政の課題を能動的に取り上げ、検討を深め意見集約を図る活動が求められる。

4-2 委員会活動のあり方について (具体的には)

各常任委員会がそれぞれの所管に係わる課題の中から調査テーマを決定し、閉会中も継続的に調査を続け、意見集約がなされたテーマについては、委員長報告や議案として提出し、行政や、市民に議会の意思を政策提言として発信する。

4-3 委員会活動のあり方について

(所管事務調査の流れ)

- ① 各常任委員会で所管事務調査のテーマを決定
- ② 委員間での意見交換(テーマに対する共通認識)
- ③ 委員間での検討(問題点等の整理)
- ④ 執行部との意見交換(問題点等の確認)
- ⑤ 委員間での意見交換
(執行部との意見交換を踏まえての共通認識)
- ⑥ 専門的知見の活用(必要に応じて行う)
- ⑦ まとめ案に対する意見交換(委員会として議決)
- ⑧ 委員長報告、議案提出(決議、意見書、条例)

5 議決対象事件の拡大

二元代表制の観点から、議会は、市長及び執行機関と独立対等であり、監視・評価や政策決定という本来の議会の機能を強化するために、自治法第96条第2項の規定により、議決事項を拡大することとした。

基本構想及び基本構想に基づく基本計画を議決事項とし、また基本的な計画等を策定しようとするときは、その過程において、議会に報告しなければならない。

(法96条第2項 議決事項とするには条例に定める必要がある。)

5-2 議決対象事件について

基本構想

基本構想に基づき基本計画

基本的な計画等

6 議会の情報公開について

* 委員会の傍聴

- ① 傍聴者については、その人数により委員会室の変更などを行い、全て許可することを前提としている。
- ② 資料については委員と同様のものを貸与し、手話通訳等による対応も行っている。(本会議も同様)

6-2 議会の情報公開について

*インターネット活用

- ① 会議録検索システムを導入(平成14年8月)
- ② 本会議放映(平成17年6月)
- ③ 議長交際費(平成17年10月)
- ④ 委員会の会議記録を掲載(平成19年3月)
- ⑤ 政務活動費収支報告(平成22年8月)

インターネットによる情報提供については常に充実に努める。

(平成25年11月ホームページ更新)

7 市民からの意見と議会の位置づけ

市民の代表は、公選で選出された議員であり、議員は市民の意見を全体意思として政策決定等に反映させていく義務がある。

- * 政策決定等は、専門的、合理的、能率的に審査をするために設けられている常任委員会の活動が重要である。

8 議会研修の充実について

議員個々の研修を議会全体の問題と捉え、研修内容によっては議員同士での意見交換を通じて理解を深める効果も期待できる。

従って、議員の審査能力をより高めることになり、ひいては議会活性化にもつながる。

松戸市議会基本条例

松戸市議会基本条例 ①

基本条例は、前文と6章17条で構成されていて、前文には、松戸市議会議員としての基本的な志について記載されている。

第1章総則、第1条目的、第2条議会の活動原則、第3条議会運営の基本、第4条議員の責務については、それぞれの項目に従い、基本的な事項を定義した。

なお、条例には基本的な部分しか記載できないことから、逐条解説も併せて作成した。

松戸市議会基本条例 ②

第2章議会機能の活性化

第5条常任委員会の活動

現行の法制度での改革という、地に足のついた改革という観点からすると、常任委員会の活動を活性化することが議会全体の活性化につながるということから規定された。

この規定については、各常任委員会の所管事務調査事項を閉会中も長期的に検討を重ね、意見集約された案件については、第12条に定めてる政策提言として、市民、行政に発信していこうというものである。

松戸市議会基本条例 ③

第6条 議員間討議

議会の本質をなす討議の場をさらに拡大できないか議論がなされ、規定された。

具体的には、委員会でのフリートーキング制による意見交換などが含まれる。

第7条 議案等の調査及び研究

専門的知見、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用して、議会審議の充実を図ろうとする視点から規定された。

松戸市議会基本条例 ④

第8条 会派

本市議会は3人以上で構成する団体を会派として位置づけている。

会派については、議会運営の能率的な議事進行に寄与するものであるとの認識から、法の規定がないため、議会における位置づけや機能を明確にするために、会派を規定した。

松戸市議会基本条例 ⑤

第9条研修の充実

議員個々の研修は欠かすことはできないが、ここでは、議会全体としての研修も必要であるとの認識から規定したものである。

第3章議会と市長等との関係

第10条議会と市長等との関係の基本原則

市長と議会の関係を明確にして、市長、議会のそれぞれの目的である市民福祉の向上を図るために規定したものである。

松戸市議会基本条例 ⑥

第11条議決事件の拡大等

地方自治法第96条第2項に条例で議会の議決事項を定めることができる。と規定されている。

議会と市長等は、二元代表制の観点から、独立・対等であり、執行される事務に関して監視・評価や政策決定という本来の議会の機能を強化するために議決事項を拡大するものである。

松戸市議会基本条例 ⑦

第12条 政策提言

議会として意見集約された市政の課題等については、市長や市民に積極的に発信していくことを規定した。

第4章 市民と議会との関係

第13条 情報公開の推進

監視機関でもある議会には透明性の確保が求められている。市民にとって身近な議会、開かれた議会の構築をするために情報公開が進められている。

松戸市議会基本条例

⑧

第14条議会広報の充実

第13条の趣旨と同様に、今後、考えられるさまざまな情報媒体を積極的に活用して、議会活動を広く周知していく。

松戸市議会基本条例 ⑨

第15条議会への市民参加

現在は請願・陳情提出者の発言機会や法に規定されている専門的知見の活用や参考人制度にとどまっているが、議員派遣や市民との協議の場を活用して、積極的に意見交換の場を拡大していく方向である。

具体的には、常任委員会の所管事務の活動の中で、専門的な方との意見交換等を実施している。

松戸市議会基本条例

⑩

第5章議会改革の継続

第16条議会改革の継続的な取組

議会改革はこれにとどまらず協議を続けることが重要である。

今後、この条例を実践していきながら、活性化委員会も並行して開催し、さらに検証を重ねて改革を進め、必要に応じて条例改正をも視野に入れていく。

松戸市議会基本条例

⑪

第6章議会事務局

第17条議会事務局の機能強化

議会活動が活発化することによって、当然ながら議会事務局もこれまで以上に体制の強化が必要になることから規定している。

*** 以上が松戸市議会の17条の憲法である基本条例の制定に至るまでの経過と条例の内容です。**